



建設解体業における労働災害防止対策の留意点について

滋賀労働局 大津労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

① 労働災害発生状況について 建設業における死亡労働者数が増加傾向

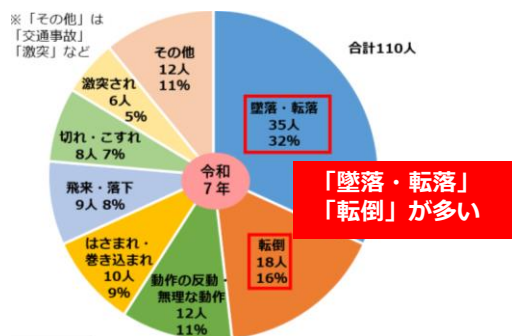
建設工事の発注者の皆さまへ
建設事業者の皆さまへ



STOP! 建設業の労働災害

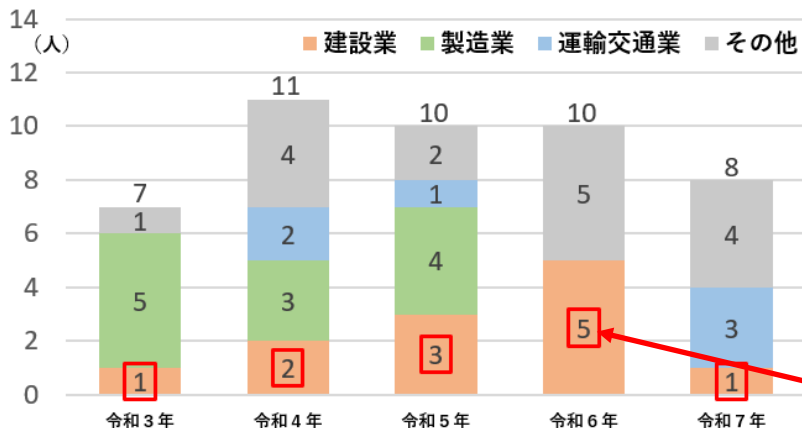
滋賀労働局管内の建設業における労働災害は長期的には減少傾向にありますが、近年は死亡災害が増加傾向にあり、**特に令和6年は多くの死亡災害が発生したため、滋賀労働局長が建設業の関係団体に死亡災害防止の緊急要請を行う事態となりました。**労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害を発生させないために、自主的な安全衛生管理活動の更なる推進をお願いいたします。また、建設工事の発注者の皆さまにおかれましては、適正な工期や安全衛生経費の確保にご協力をお願いします。

【滋賀県内の建設業における事故の型別の死傷労働災害発生状況】（休業4日以上）



「墜落・転落」「転倒」が多い

【滋賀県内死亡労働災害の発生状況】



死亡労働者増加により
滋賀労働局長が緊急要請

【第14次労働災害防止推進計画（滋賀版）】

建設業

アウトプット指標
■ 墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を2027年までに85%以上にする。

- ① 墜落・転落のおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止器具の確実な使用及びはしご・脚立等の安全な使用の徹底等の実施
- ② 墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントの実施
- ③ 脚立・はしご等の法令に適合する設備の使用、作業時の保護具着用の徹底、適切な使用方法の安全衛生教育の実施
- ④ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握とそれに応じた措置の適切な実施
- ⑤ 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の実施

アウトカム指標
■ 死亡者数を2027年までにゼロとする。
(2018年2人'19年2人'20年6人'21年1人'22年2人)

建設業の災害発生状況

年	建設業の死傷者数	建設業の「墜落・転落」死傷者数	建設業の死亡者数
2018年	127	41	3
2019年	108	49	2
2020年	149	36	6
2021年	168	54	1
2022年	163	50	2

【リスクアセスメントの実施支援システム】
(職場の安全サイト)

15の作業と汎用版のシートにより、リスクアセスメントが実施ができる無料の支援ツールです。

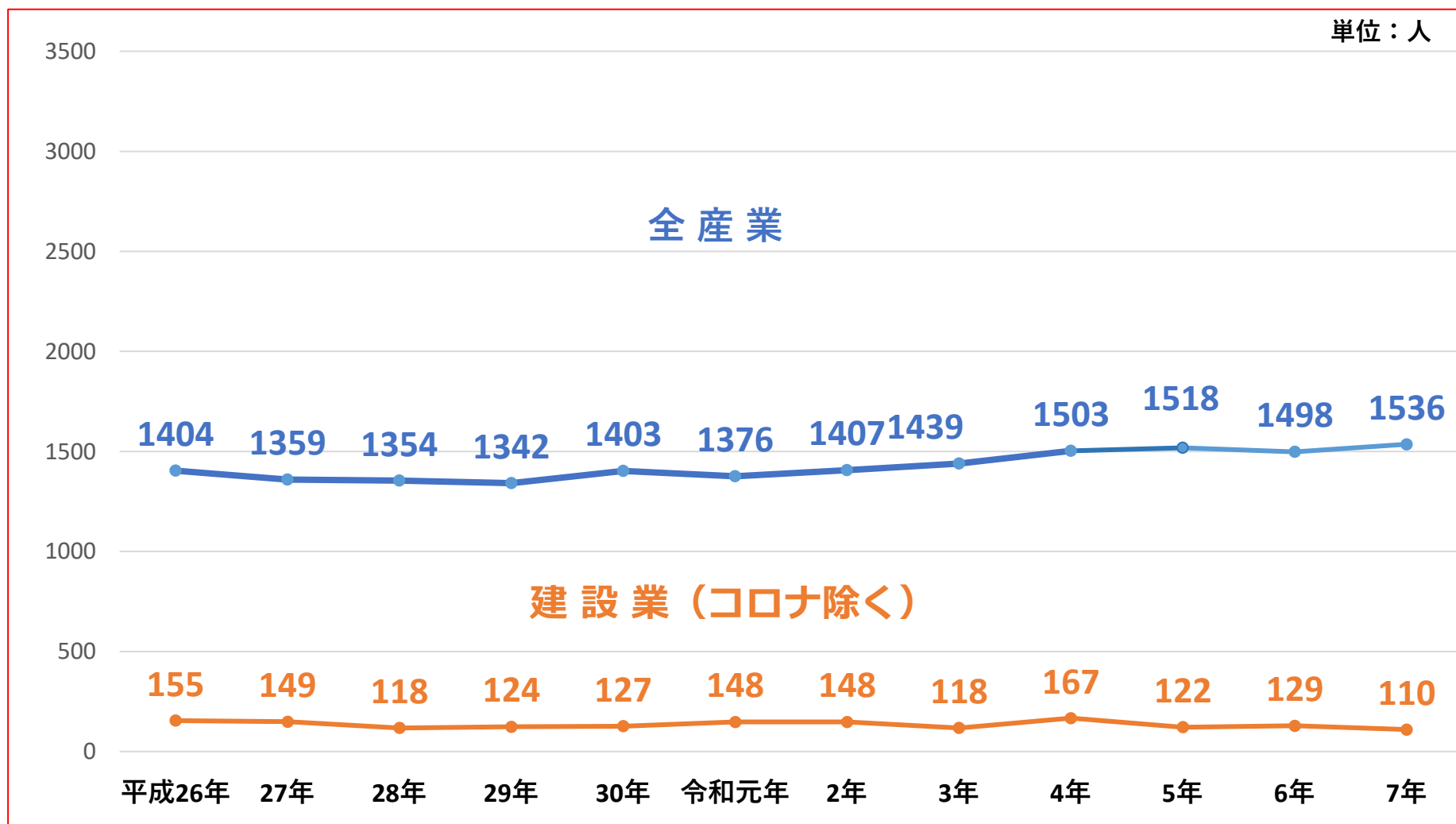
【はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう!】

【はしご・脚立使用前チェックリスト】

滋賀労働局では死亡者数ゼロを目標としている

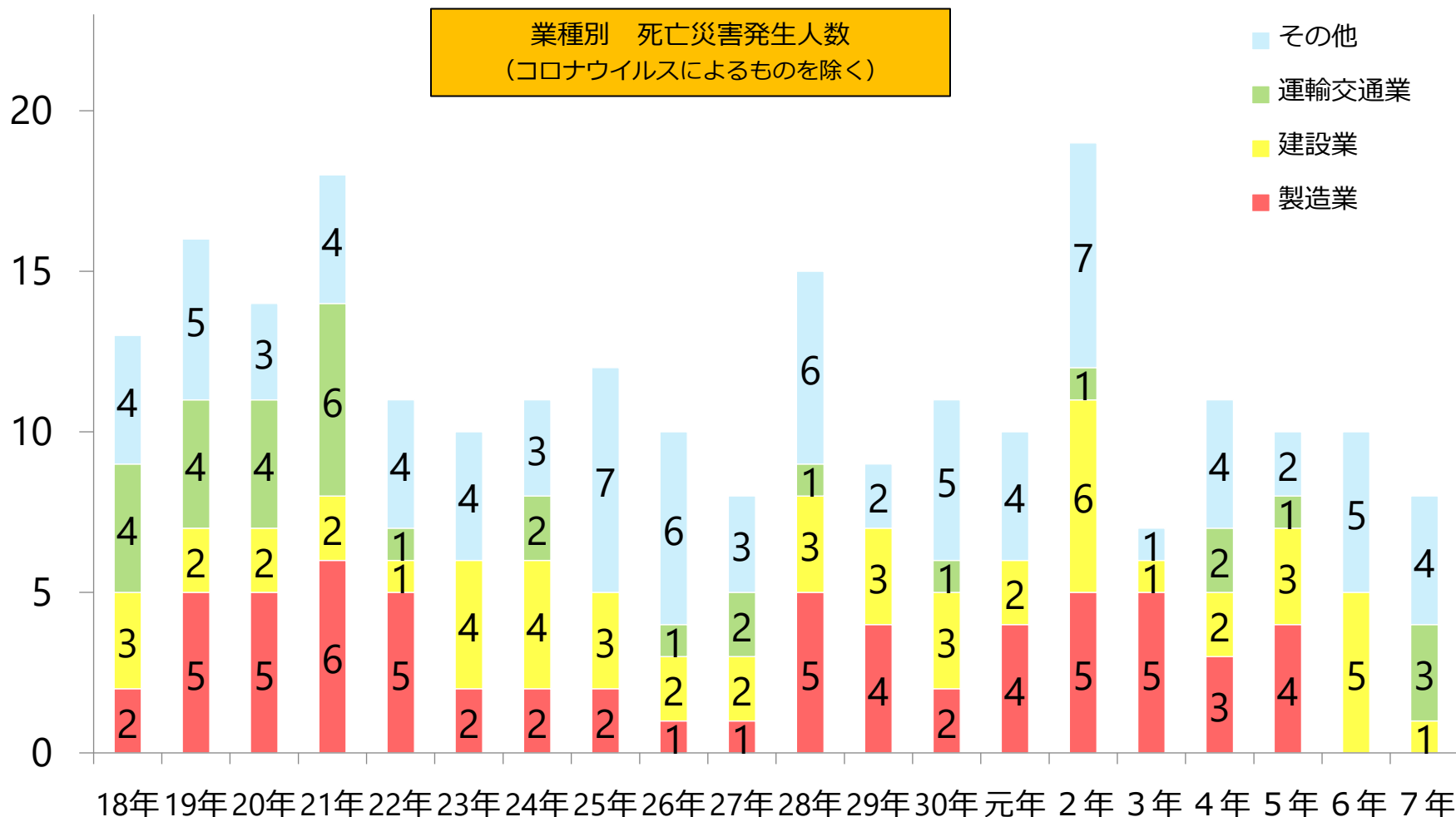
① 労働災害発生状況について 休業4日以上の労働災害発生状況【滋賀県】

滋賀県内の全産業における令和7年の休業4日以上の労働災害件数は前年に比較して増加しており、長期的には緩やかに右肩上がりの状況となっている。建設業については前年に比較してやや減少しており、長期的にも減少傾向にある。



① 労働災害発生状況について 死亡労働災害発生状況について【滋賀県】

令和7年の労働災害による死亡者数は8人と令和6年より減少した。製造業では前年に引き続き、死亡災害件数が0人であり、令和6年は死亡災害件数が0人であった運輸交通業が令和7年では3名に増加したが、建設業は4名減少し、令和7年は1人死亡している。その他の業種は畜産業で2人、警備業で1人、林業で1人死亡している。



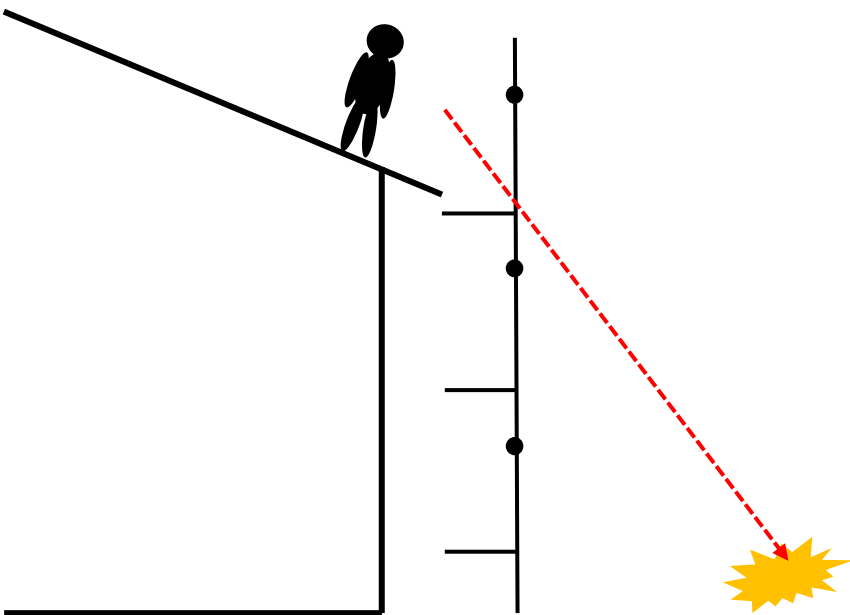
① 労働災害発生状況について 死亡労働災害発生状況について【滋賀県】

建設業における近年の死亡労働災害の発生状況の概要は以下のとおりである。黄色く色付けされているのは大津労働基準監督署内で発生したものであり、「墜落・転落」・「建設機械」・「崩壊・倒壊」のいわゆる建設業での三大災害以外にも、感電や爆発による災害が発生している。

発生年・月	事故の型	発生状況 ※黄色は大津労働基準監督署内で発生
令和3年3月	墜落・転落	河川改良工事のためロードローラーを運転し、土手を平らにする作業を行っていたところ、ロードローラーごと法面を転落し、ロードローラーの下敷きになったもの
令和4年7月	飛来・落下	橋脚基礎工事において、地上から高さ約1.0mの基礎底部で結束線等の清掃作業を行っていたところ、主鉄筋に仮止めていたフープ筋（重量約480kg）が頭上に落下したものの
令和4年12月	墜落・転落	鉄骨造倉庫の屋根敷設工事で、屋根上で屋根材のボルト締め付け作業を行っていたところ、約11m下のコンクリート上に墜落したものの
令和5年8月	感電	鉄道の線路上に設置された電線を支持するビームの点検を行うため、移動はしごを上っていた際に、加圧中の電線に触れ、感電したものの
令和5年11月	墜落・転落	2階建て住宅の屋根塗装工事のため、屋根上で作業を行っていたところ、足を滑らせて一側足場のメッシュシートを突き破り、屋根端部から6m下のコンクリート上に墜落したものの
令和5年12月	墜落・転落	高さ35mの鉄塔の電線を張り替える作業現場において、鉄塔上での作業を終え昇降設備を使用して地上に降りる最中に、高さ22mから地上へ墜落したものの
令和6年1月	墜落・転落	新築工事の鉄骨建て方工事において、ラフタークレーンでつり上げた鉄骨柱を梁にボルト固定するために、鉄骨柱に取り付けられた胴縁上を歩いていたところ、5.8m下の地面に墜落したものの
令和6年3月	激突され	進入路整備工事における立木の伐採作業中、枝集めを行っていた被災者が倒木付近に倒れているところを発見されたものの
令和6年9月	はさまれ・巻き込まれ	道路舗装補修工事において、別の作業者が搭乗型ローラーを運転して土砂を転圧していたところ、走行範囲に立ち入った被災者が轢かれ、死亡したものの
令和6年10月	崩壊・倒壊	地山による壁を設置する作業中、よう壁を支えるサポートが外れたためこれを拾いに地山とよう壁との間に立ち入ったところ、倒れたよう壁と地山との間にはさまれたものの
令和6年12月	転倒	ドラグ・ショベルをトラックに積込むため、荷台にバケットを突き支えにしてクローラの前方を持ち上げた際に、ドラグ・ショベルがバランスを崩して横転し、運転席から投げ出された被災者がヘッドガードに胸部を挟まれたものの
令和7年6月	墜落・転落	マンションの新築工事現場において、配管材（約10kg）を各階の設置箇所へ運ぶ作業を被災者を含む5人で行っていたところ、1階エレベーター乗場付近を通りかかった作業員がエレベーターピット内で流血し倒れている被災者を見つけたものの

① 労働災害発生状況について 死亡労働災害発生状況について

令和5年11月発生 死亡災害（塗装工事）



〈発生状況〉

住宅の屋根塗装工事のため、屋根上で作業を行っていた被災者が、足を滑らせて一側足場のメッシュシートを突き破り、屋根端部から6メートル下方のコンクリート地面に墜落したものの。

〈災害発生原因〉

高さ2メートル以上の作業床の端で墜落のおそれがあるにも関わらず、有効な囲いや手すりを設けておらず、また、要求性能墜落制止用器具も使用させていなかった。

【法令の違反が認められ、大津労働基準監督署が元請・労働者所属業者を書類送検】

〈元請：被疑条文〉

第六百五十三条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、作業床、物品揚卸口、ピット、坑又は船舶のハッチを使用させるときは、これらの建設物等の高さが二メートル以上の箇所で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところに囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。ただし、囲い、手すり、覆い等を設けることが作業の性質上困難なときは、この限りでない。

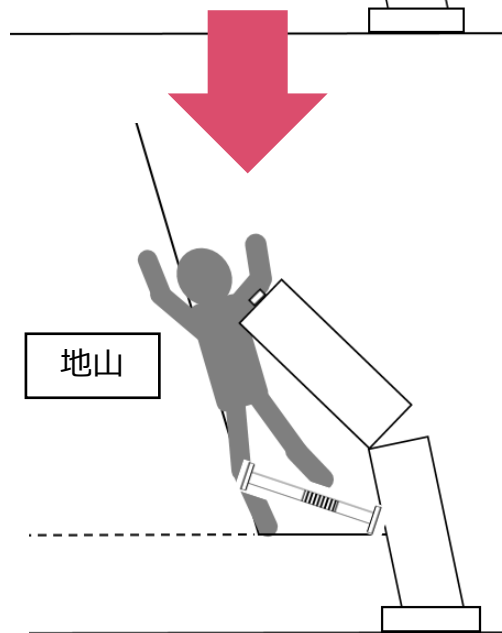
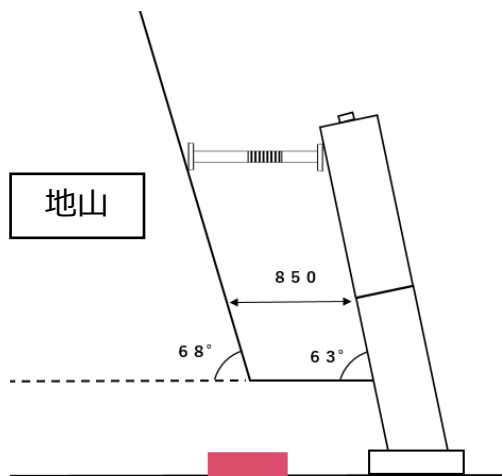
〈労働者所属業者：被疑条文〉

第五百十九条 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。

※【補足】メッシュシートは足場作業中に材料や工具など落下するのを防止したり、洗浄時の水や塗装時の塗料が現場以外に飛散を防止するために設置されるものであり、墜落防止措置とは評価されません。なお、本災害時は一側足場に手すりはあったものの中さん等の取付がなく、メッシュシートも軽くひもで結んだだけの取付状況でした。

① 労働災害発生状況について 死亡労働災害発生状況について

令和6年10月発生 死亡災害（道路工事）



〈発生状況〉

道路横の地山に擁壁ブロックを設置する作業中、被災者が同ブロックを支えるパイプサポートが外れたためこれを拾いに地山と同ブロックとの間に立ち入ったところ、落下した同ブロックと地山との間にはさまれたもの。

〈災害発生原因〉

作業のため物体の落下により労働者に危険を及ぼすおそれがある場合に、立入禁止区域を設定する等危険を防止するための措置を講じていなかった。

【法令の違反が認められ、大津労働基準監督署が労働者所属業者を書類送検】

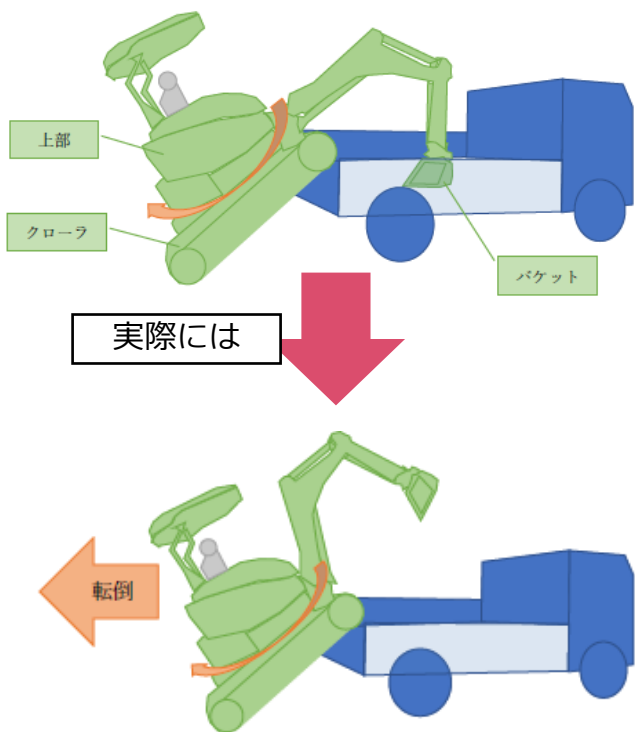
〈労働者所属業者：被疑条文〉

第五百三十七条 事業者は、作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、防網の設備を設け、立入区域を設定する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

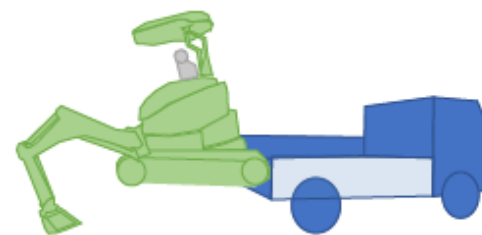
※【補足】擁壁ブロックを2段に積み上げ、転倒・落下防止用にパイプサポートを使用していましたが固定はされておらず、碎石等を裏込めする作業やコンクリートを打設する作業まで仮置き状況でした。この災害以前にも同じ状況でパイプサポートが外れ、擁壁ブロックが落下する事案が発生していましたが、同箇所立入を禁止する等の措置が講じられていませんでした。

① 労働災害発生状況について 死亡労働災害発生状況について

令和6年12月発生 死亡災害（住宅工事）



予定では



〈発生状況〉

ドラグ・ショベルをトラックに積み込むため、荷台にバケットを突き支えにしてクローラの前方を持ち上げた際に、ドラグ・ショベルがバランスを崩して横転し、運転席から投げ出された被災者がヘッドガードに胸部を挟まれたもの。

〈災害発生原因〉

ドラグ・ショベルをトラックの荷台に直接自機を積み込むための作業に使用しており、ドラグ・ショベルの主たる用途である掘削等以外の用途に使用したこと。

【法令の違反が認められ、大津労働基準監督署が労働者所属業者を書類送検】

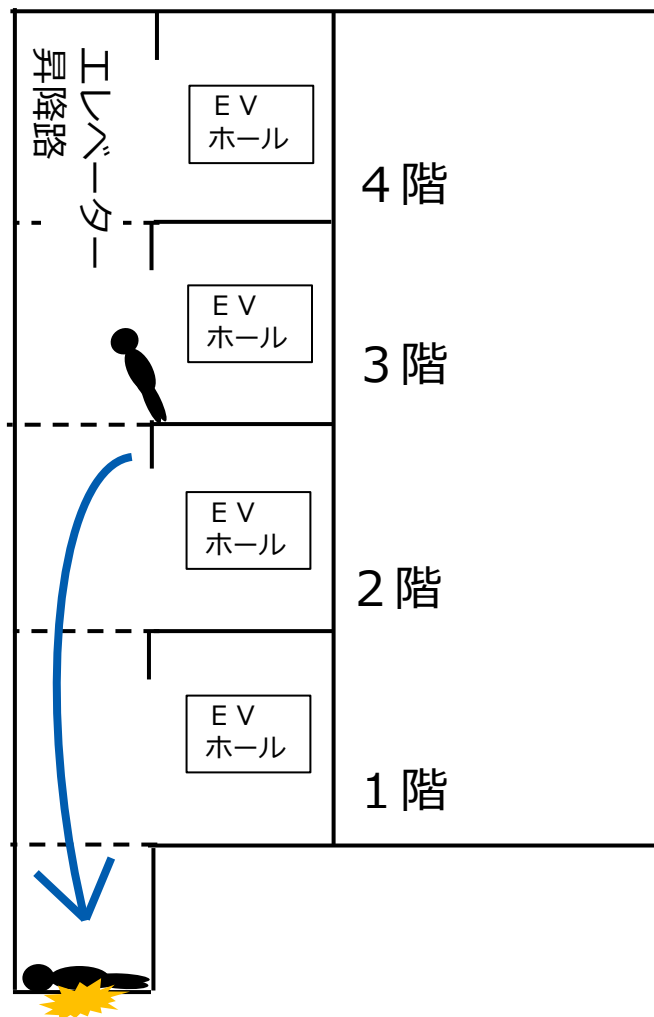
〈労働者所属業者：被疑条文〉

第百六十四条 事業者は、車両系建設機械を、パワー・ショベルによる荷のつり上げ、クラムシェルによる労働者の昇降等当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。

※【補足】ドラグ・ショベルのバケットをトラックの荷台に押し当てて、自機の機体前方を浮かせてクローラを荷台に接触させた後、上部を180度回転し、次にバケットを地面に押し当てながら機体を持ち上げて後退させることでトラックの荷台への自機の積み込みが完了する予定でしたが、回転させる際に重心が移動し、バランスを崩して横転しました。

① 労働災害発生状況について 死亡労働災害発生状況について

令和7年6月発生 死亡災害（住宅工事）



〈発生状況〉

被災者が、工事に使用する資材を建物内の各居室に運搬していた際、建物2階（高さ4m35cm）又は3階（高さ7m35cm）のエレベーターホールから、誤ってエレベーター昇降路に進出し、エレベーター昇降路底部まで墜落したものの。災害発生時、エレベーターは設置されておらず、エレベーター昇降路は空洞であった。

〈災害発生原因〉

高さ2メートル以上の作業床の端で墜落のおそれがあるにも関わらず、有効な囲いや手すりを設けておらず、また、要求性能墜落制止用器具も使用させていなかった。

【法令の違反が認められ、大津労働基準監督署が元請・労働者所属業者を書類送検】

〈元請：被疑条文〉

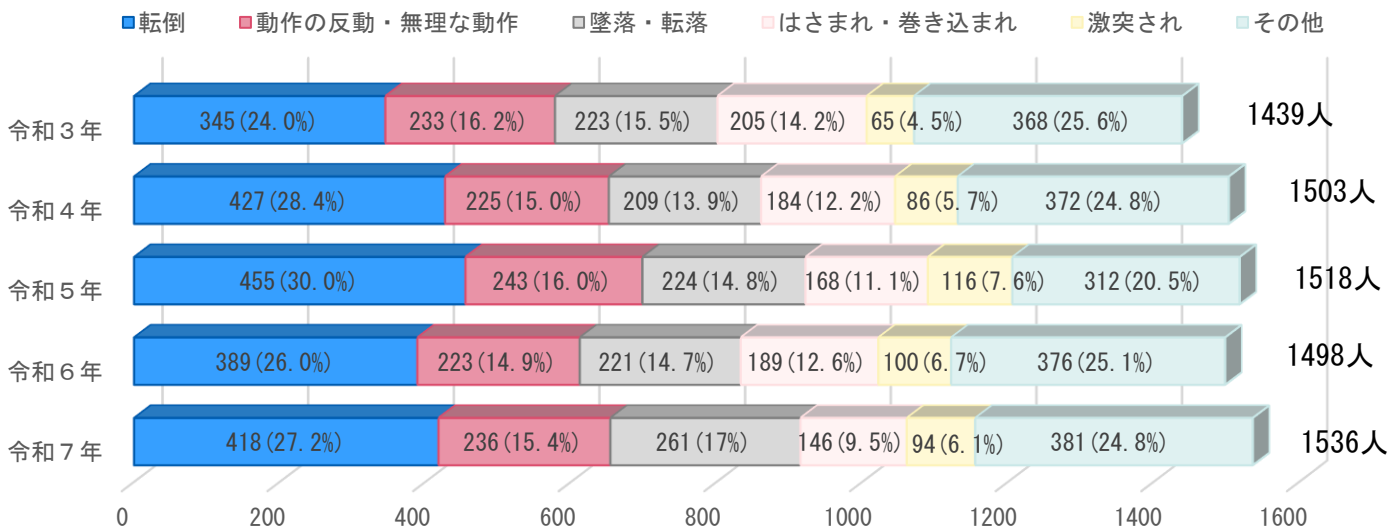
第六百五十三条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、作業床、物品揚卸口、ピット、坑又は船舶のハッチを使用させるときは、これらの建設物等の高さが二メートル以上の箇所で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところに囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。ただし、囲い、手すり、覆い等を設けることが作業の性質上困難なときは、この限りでない。

〈労働者所属業者：被疑条文〉

第五百十九条 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。

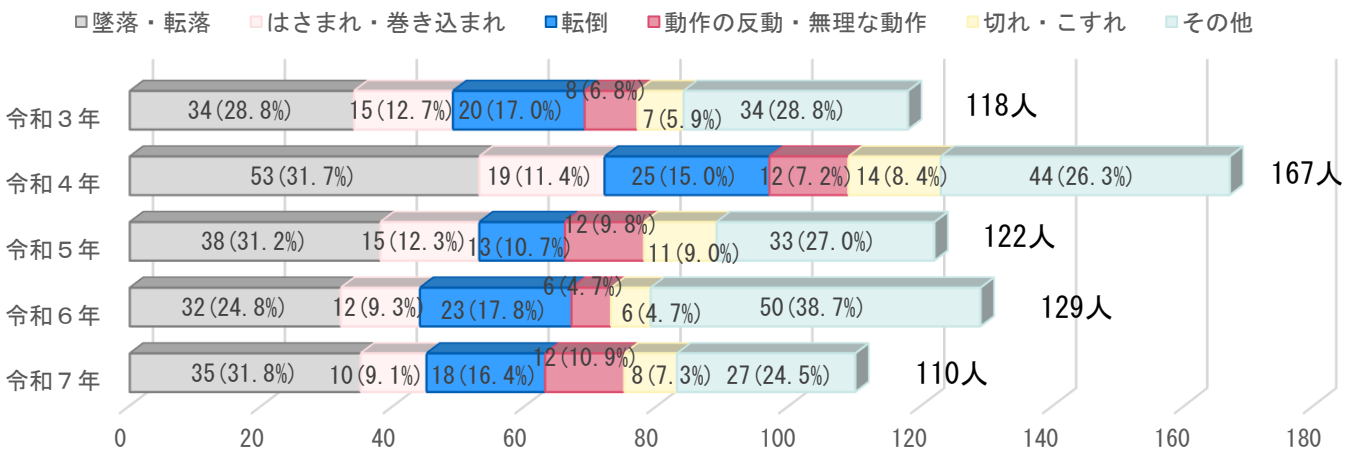
① 労働災害発生状況について 事故の型別の災害発生状況について【滋賀県】

事故の型別死傷災害発生状況【全産業】



全産業における令和7年の死傷災害を事故の型別で見ると、「転倒」災害が最も多く、これ以外では、「墜落・転落」、「動作の反動・無理な動作」、「はさまれ・巻き込まれ」、「激突され」の順となっている。

事故の型別死傷災害発生状況【建設業】



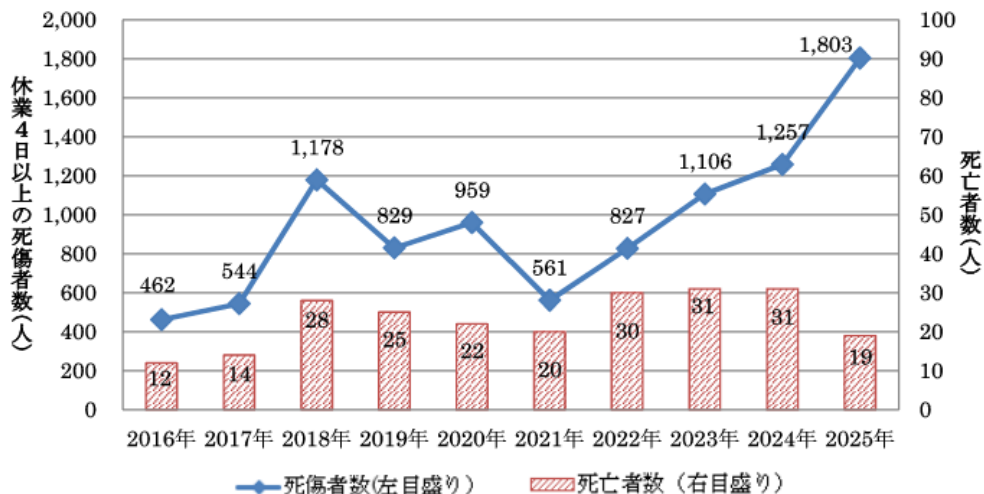
建設業における令和7年の死傷災害を事故の型別で見ると、「墜落・転落」が最も多く、これ以外では、「転倒」、「動作の反動・無理な動作」、「はさまれ・巻き込まれ」、「切れ・こすれ」の順となっている。

① 労働災害発生状況について（熱中症）

2025年（令和7年）職場における熱中症による死傷災害の発生状況（確定値）

出典：労働者死傷病報告

職場における熱中症による死傷者数の推移



熱中症死亡災害（R2-R5）の分析結果

100件の内容は以下のとおり



(1) 発見の遅れ

重篤化した
状態で発見

78件

(2) 異常時の
対応の不備

医療機関に
搬送しない等

41件

【法改正の趣旨】

掲載の表の状況に加えて、令和6年における休業4日以上死傷災害は1,195人と調査開始以来最多となっている。特に、死亡災害については、3年連続で30人以上となっており、労働災害による死亡者数全体の約4%を占める状況にあるなど、その対策が重要となっている。

熱中症による死亡災害の原因の多くは、初期症状の放置、対応の遅れによることから、熱中症の重症化を防止し、死亡災害に至らせないよう、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために事業者が講ずべき措置等について、新たな規定が設けられたものである。

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない（重篤化させない）
ための適切な対策の実施が必要。

法改正

②【参考】法令改正について 職場での熱中症防止対策のポイント 熱中症の症状

【熱中症とは】熱中症とは、暑さによって、私たちのからだに生じるさまざまな障害の総称です。私たちのからだは暑さを感じると、皮膚血管に血液を多く流したり、汗を出して体温を下げようとします。しかし、このような体温調節機能には限りがあります。大量の汗をかくと体内の水分・塩分が失われ（脱水）、体温調節機能が低下してしまいます。脱水は、全身に影響を及ぼし、脱力感・倦怠感・めまい・頭痛・吐き気などの症状（熱疲労）となってあらわれます。それが、さらに進むと高体温のため脳の機能が損なわれ（脳のオーバーヒート）、命にかかわる熱射病へと進行してしまいます。熱中症は主に4つのタイプに分けることができます。それぞれの発症のメカニズムと症状をみていきましょう。

熱失神

熱失神は、炎天下でじっと立っていたりしたときに起こります。暑さによる皮膚血管の拡張から血圧が低下します。さらに、立ったままの姿勢であることから下肢に血液が貯留することで、脳に送られる血液も減ってしまい、熱失神の原因となります。主にめまい、失神などの症状がみられます。



熱けいれん

熱けいれんは、大量に汗をかき、水だけを補給したときに起こります。汗には塩分も含まれています。そのため、水分だけを摂って塩分を摂らないと、血液中の塩分濃度が低下し、筋に影響をおよぼします。その結果、足・腕・腹部の筋肉に痛みを伴うけいれんが起こります。



熱射病

熱射病は、脱水症状が悪化し、体温が上がり続け、体温が40℃を超え、脳機能に異常をきたした状態です。体温調節機能が働かなくなるため、発汗が停止する場合もあります。意識障害（呼びかけへの応答が鈍い、言動がおかしい、意識がないなど）が起こります。高体温が続くと、中枢神経や心臓、肝臓、腎臓などの臓器に致命的な障害が起こり、死亡するケースもあります。熱射病が疑われる場合は一刻も早くからだを冷やし、救急救命の処置をしなければなりません。また、一旦熱射病になってしまうと、迅速かつ適切な救急救命処置を行っても、助からないことがあるため、熱射病の予防が大切です。



熱疲労

熱疲労は、たくさんの汗をかくことで、水分、塩分ともに足りなくなり、脱水症状を起こした状態です。脱水によって重要臓器（脳など）への血流が減るために脱力感、倦怠感、めまい、頭痛、吐き気などの症状がみられます。



（出典）日本生
気象学会 日常
生活における熱
中症予防

② 【参考】法令改正について 職場での熱中症防止対策のポイント 法改正内容・法改正に基づく措置

労働者と同一の場所において当該作業に従事する労働者以外の者を含む

【法改正条文】（熱中症を生ずるおそれのある作業）

第六百十二条の二 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、**当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備**し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、**作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め**、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

基本的な考え方



「作業場ごと」には、出張先・移動時・非定常・臨時の作業等を含む

現場の実態に即した具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「**体制整備**」、「**手順作成**」、「**関係者への周知**」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

「報告をさせる体制の整備」には、作業場の責任者等報告を受ける者の連絡先及び連絡方法を定めるとともに、連絡先で随時報告を受けることができる状態を保つことが含まれる。

対象となるのは

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（次頁以降のフロー図①②を参考例として）の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。
 ※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。
 ※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

周知の方法には、作業場の見やすい箇所への掲示、メールの送付、文書の配布等がある。

「**WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施**」が見込まれる作業

②【参考】法令改正について 職場での熱中症防止対策のポイント

法改正内容・法改正に基づく措置【体制整備】

熱中症のおそれがある者に対する処置の例 フロー図①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者を発見

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

回復

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

- ① 返事がおかしい
 - ② ぼーっとしている
- など、普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、#7119（※）を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

※「#7119」は現在、滋賀県では対応されておりません。

なお、#7119は、医師、看護師、トレーニングを受けた相談員等が電話口で傷病者の状況を聞き取り、「緊急性のある症状なのか」や「すぐに病院を受診する必要があるか」等を判断する窓口です。相談内容から緊急性が高いと判断された場合は、迅速な救急出動につながり、緊急性が高くないと判断された場合は受診可能な医療機関や受診のタイミングについてアドバイスをいたします。



熱中症が発生! その時どうする?

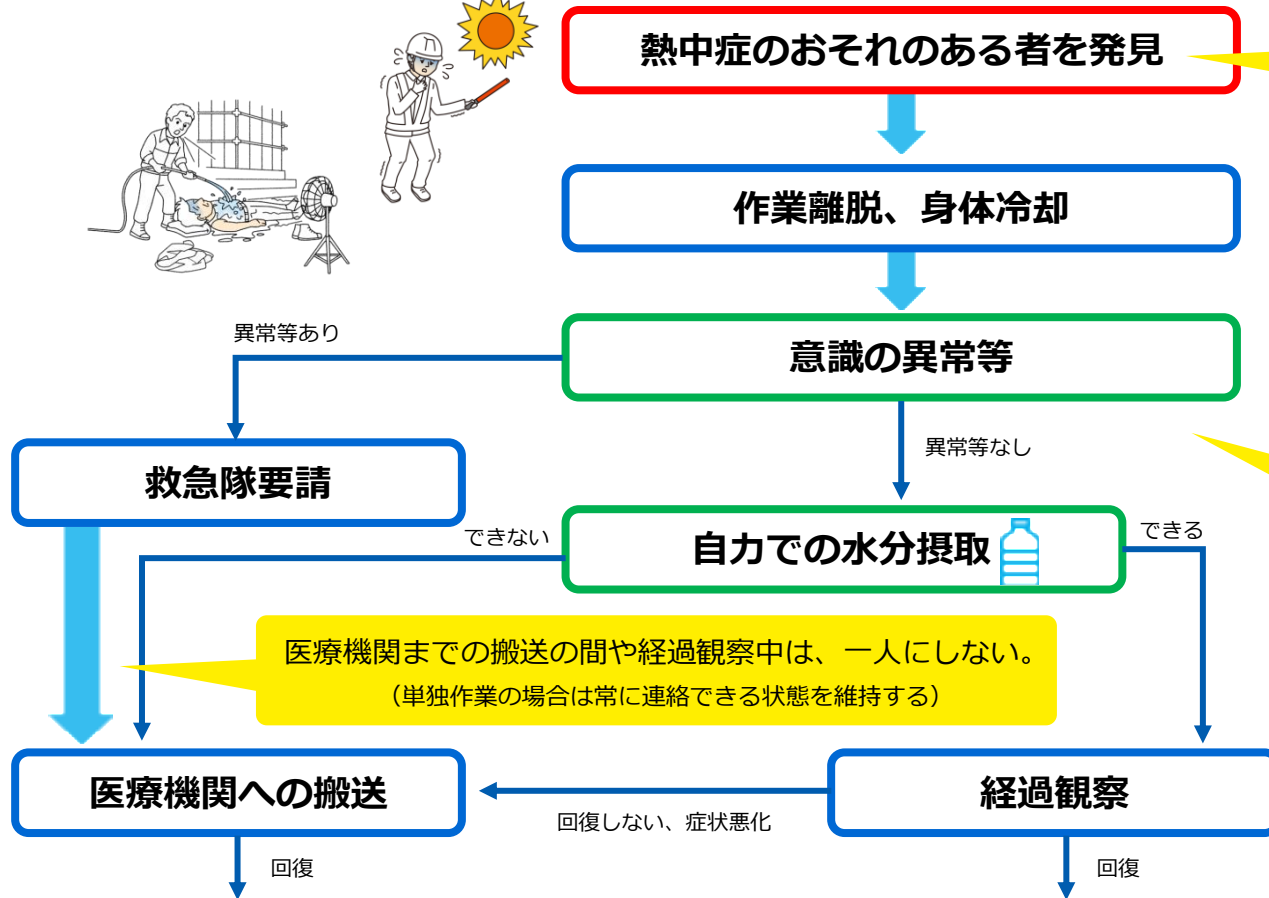


② 【参考】法令改正について 職場での熱中症防止対策のポイント

法改正内容・法改正に基づく措置【体制整備】

熱中症のおそれがある者に対する処置の例 フロー図②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、
大量の発汗、痙攣 等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直
(こむら返り)、頭痛、不快感、
吐き気、倦怠感、高体温 等

「意識の有無」だけで
判断するのではなく、

- ① 返事がおかしい
 - ② ぼーっとしている
- など、普段と様子がおかしい場合も異常等ありとして取り扱うことが適当。判断に迷う場合は、安易な判断は避け、#7119等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐこと。

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

② 【参考】法令改正について

職場での熱中症防止対策のポイント

法改正内容・法改正に基づく措置【必要な設備の整備】

WBGT値（暑さ指数）の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと
日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等でWBGT基準値を把握。



WBGT基準値の活用方法

表1に基づいて身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所の WBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度（代謝率レベル）の低い作業に変更すること（表1参照）
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること

表1 身体作業強度に応じたWBGT基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安値	
		暑熱順化者のWBGT基準値 °C	暑熱非順化者のWBGT基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・シヨベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでのとても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり掘ったりするなど 	25	20

熱中症対策のためには、その場所のWBGTなどを測定して対応することが必要です。WBGTは、気温が低くても湿度が高ければ高い数値を示します。また、屋外はもちろん、屋内でも日射がある場合には日射の影響を強く受け、WBGTは高くなります。

WBGTを正しく測定するためには黒球付きのWBGT測定器（JIS B 7922として規格化されています）を使うことが大切です。

日射がない室内を対象としたWBGTの簡易的な推定

室内用のWBGT簡易推定図 ver.4

室内用 Ver.4		相対湿度 [%]																	
日本生気象学会		20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	
相対湿度 [%]	40	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	38	39	39	40			
	39	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	37	38	38	39			
	38	27	28	29	29	30	31	32	33	34	35	36	36	37	37	38			
	37	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	36	37	37	38			
	36	25	26	27	28	29	30	31	31	32	33	33	34	34	35	35	36		
	35	24	25	26	27	28	29	30	30	31	32	32	33	33	34	34	35		
	34	24	25	25	26	27	28	28	29	30	30	31	31	32	32	33	34		
	33	23	24	25	26	27	27	28	29	29	30	30	31	31	32	33	33		
	32	22	23	24	24	25	26	27	28	28	29	29	30	31	31	32	32		
	31	21	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	29	30	30	31	31		
	30	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	28	28	29	29	30	30		
	29	20	21	21	22	23	23	24	24	25	26	26	27	27	28	28	29		
	28	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25	25	26	27	27	28	28		
	27	18	19	20	20	21	22	22	23	23	24	24	25	25	26	26	27		
	26	18	18	19	20	20	21	21	22	22	23	23	24	24	25	25	26		
	25	17	17	18	18	19	19	20	20	21	21	22	22	23	23	24	24		
24	16	17	17	18	18	19	19	20	20	21	21	22	22	23	23	24			
23	15	16	16	17	18	18	19	19	20	20	21	21	22	22	23	23			
22	15	15	16	17	17	18	18	19	19	20	20	21	21	22	22	23			
21	14	14	15	15	16	16	17	17	18	18	19	19	20	20	21	21			

WBGTによる温度基準域

危険 31°C以上
厳重警戒 28°C以上31°C未満
警戒 25°C以上28°C未満
注意 25°C未満

【注意】この図は「日射のない室内専用」です。屋外では使用できません。また、室内でも日射や発熱体のある場合は使用できません。そのような環境では、黒球付きのWBGT測定器等を用いて評価して下さい。

日本生気象学会: 日常生活における熱中症予防指針 Ver.4, 2022



黒球付きのWBGT測定器の例
(購入される際は、JIS B 7922適合、または準拠と表示されていることを確認することが重要です)

(出典) 日本生気象学会
日常生活における熱中症予防

▶それでも基準値を超えてしまうときには熱中症リスクに応じた措置を行う

②【参考】法令改正について

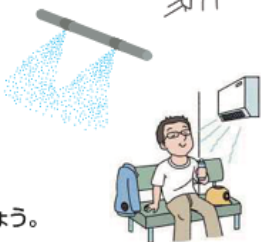
職場での熱中症防止対策のポイント 法改正内容・法改正に基づく措置 【熱中症リスクに応じた措置】

(1) 作業環境管理

暑熱環境の改善

以下のような方法で WBGT 値を下げ、暑熱環境の改善を検討しましょう。

- ✔ 発熱体と作業者の間に遮蔽物を設ける。
- ✔ 日光や照り返しを防ぐ屋根を設ける。
- ✔ 作業場所に通風、冷房、ミストシャワー等を設ける。



休憩場所の整備

暑くなった体を冷やし、休むことが出来る休憩所を整備しましょう。休憩所は体調不良、熱中症になってしまった場合にも必要です。休憩所を整備する際は、可能な範囲で下記に留意してください。

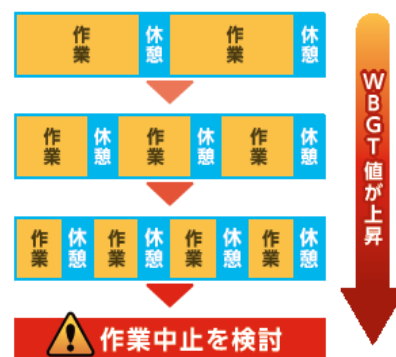
- ✔ 可能な限り作業場所の近くに設けましょう。
- ✔ 体を冷やすことができる冷房を設けましょう。
(難しい場合はミスト付き扇風機等を活用しましょう)
- ✔ 足を伸ばして横になれるスペースを作りましょう。
- ✔ 冷蔵庫やウォーターサーバー等、水分・塩分を摂取できる設備を設けましょう。
- ✔ 本格的な休憩所の設置が難しい場合でも、日傘、日よけテント等で日陰を作り、風通しを良くするだけでもある程度の効果はあります。



(2) 作業管理

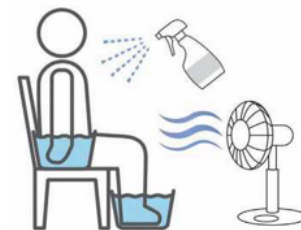
暑さに応じた休憩サイクルの設定

- ✔ WBGT 基準値からの超過度合いによって、休憩回数の増加や休憩時間の延長を検討しましょう。
- ✔ WBGT 基準値から大幅に超過している場合は、軽い作業への変更や、作業中止を検討しましょう。
- ✔ 暑さのピーク時間帯の作業中止や、早朝・夜間などへのシフト変更も可能な範囲で検討しましょう。



作業開始前・休憩時のプレクーリング

- ✔ 活動前に身体冷却を行う「プレクーリング」を行うと、体温上昇が抑えられ、作業時間を延長することが期待できます。
- ✔ 手足の浸水や、送風スプレーなどの方法が有効です。
(併用するとさらに効果があります)
- ✔ 身体の内部から冷やせる「アイスラリー」の摂取も有効です。



プレクーリングイメージ

②【参考】法令改正について 職場での熱中症防止対策のポイント 【熱中症リスクに応じた措置】

法改正内容・法改正に基づく措置

★通気性・透湿性の良い衣服の選択

- ✓ 可能な範囲で通気性・透湿性の良い(熱がこもりにくい)衣服を選択しましょう。
- ✓ 保護服や保護具を着用する必要があるときは、保護性能と通気性・透湿性のバランスを考慮して選択しましょう。
- ✓ ファン付き作業服、クールベスト等、身体を冷却する機能を持つ服を着用することは一定の効果があります。
(ただし過信は禁物ですので、他の対策と組み合わせましょう。)



ファン付作業服



クールベスト
(保冷剤式)



クールベスト
(冷水循環式)



★水分・塩分の定期的な摂取

- ✓ 熱中症を防ぐためには、「定期的に水分・塩分を摂取すること」が必要です。
- ✓ 水分だけ、塩分だけでは不十分です。
- ✓ のどが渇いてから、のどを潤す程度では足りません。
- ✓ 定期的に、意識的に摂取するよう心がけましょう。

水分・塩分を摂取する際の目安

- 0.1～0.2%の食塩を含む飲料
- ナトリウムを40～80mg/100mL含むスポーツドリンク
これらを20～30分ごとにコップ1～2杯程度

※経口補水液は塩分濃度が高いため、「定期的な摂取用」には向きません。
※塩分、糖分の摂取が制限されるなど基礎疾患を有する方については、主治医、産業医に相談しましょう。



★計画的な暑熱順化

- ✓ あらかじめ暑さに慣れることによって、熱中症に強い体を作ることができます。
 - ▶ 皮膚血管拡張反応、発汗反応が促進され、体温を下げる働きが強化されます。
 - ▶ 汗に含まれる塩分濃度が低くなり、汗をかいても塩分損失がゆるやかになります。
- ✓ 暑くなる前、暑熱作業に入る前に計画的に暑熱順化を得ることが重要です。
 - ▶ 暑熱順化を獲得するには、最低でも1週間はかかります。
 - ▶ 数日間暑熱環境から遠ざかると、暑熱順化が薄れてしまうので、お盆明けなどの長期休暇明けは要注意です。



★有効な休憩所の整備

- ✓ 熱中症を防ぐためには、「体を休め、冷やすことが出来る」休憩所が必要です。
 - ▶ 休憩所がないと、せっかく休憩を取ってもその効果は減ってしまいます。
 - ▶ 熱中症になってしまったときの一時的な待機所としても有効です。
- ✓ 冷房や冷蔵庫を備えた、横になるスペースのある休憩所が理想です。
- ✓ 本格的な休憩所の設置が難しい場合も、工夫次第で有効な休憩所を作ることができます。
 - ▶ 屋根やテントで日差しをさえぎる。
 - ▶ ミスト付き扇風機で温度を下げる。
 - ▶ ベンチを置いて横になれるようにする。
 - ▶ 冷房の効いたワゴン車の荷室部分を休憩場所にする。
- ✓ 可能な範囲で休憩所の設置を検討し、作業者に周知してください。



②【参考】法令改正について

職場での熱中症防止対策のポイント 法改正内容・法改正に基づく措置 【熱中症リスクに応じた措置】

◆ 職場巡視

✓ 職場巡視を行い、下記について確認しましょう。

- ▶ 体調不良者が出ていないか
- ▶ 定期的な水分・塩分の摂取ができていないか
- ▶ 休憩は十分に取れているか
- ▶ WBGT 値に応じた対応が来ているか



◆ 救急体制

- ✓ 熱中症の疑いがある者が出た場合は、無理をさせずに涼しいところで横にして、水分・塩分を摂取させてください。
- ✓ 体調が悪くなった人を一人にはしないようにしてください。体調が急変する場合があります。
- ✓ II 度以上の症状（頭痛、吐き気、嘔吐、意識障害、高体温）が生じたら、躊躇なく救急車を呼びましょう。
- ✓ 救急車が来るまでの間、体温を下げるための努力をしましょう。
- ✓ 熱中症は対応を誤ると取り返しがつかないことになりかねません。勇気を持った行動で自分や同僚を守りましょう。



◆ 教育研修

- ✓ 熱中症を防止するためには、熱中症に対する知識を付けることが重要です。
- ✓ 日頃から熱中症に対する情報を取り入れるように心がけるとともに、教育研修を実施しましょう。
- ✓ ガイドラインでは、立場に応じた3種類の研修の実施(受講)が推奨されています。
 - ▶ 熱中症予防管理者向け：225分
(衛生管理者、安全衛生推進者も受講することが望ましいとされています)
 - ▶ 職長向け：60分
 - ▶ 作業従事者向け：短時間で繰り返す



☀ これらの対策にしっかり取り組むことで、
熱中症を予防し、安全に効率良く業務を遂行できます!



②【参考】法令改正について 職場での熱中症防止対策のポイント 熱中症クールワークキャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。

4月 5月 6月 7月 8月 9月
準備 重点取組

QRコード: 熱中症クールワークキャンペーン実施要項

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

- 労働衛生管理体制の確立**
事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立
- 暑さ指数(WBGT)の把握の準備**
JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
- 作業計画の策定**
暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
- 設備対策の検討**
暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
- 休憩場所の確保の検討**
冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
- 服装の検討**
透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
- 教育研修の実施**
管理者、労働者に対する教育を実施
ガイド・教育動画 e-learning
- 緊急時の対応の事前確認**
緊急時の対応(異常時における連絡体制や対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、海上貨物運送業労働災害防止協会、港湾貨物運送業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測工業会【後援】関係省庁(予定)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

- STEP 1 暑さ指数の把握と評価**
JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効
- STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底**



- 暑さ指数の低減**
準備期間に検討した設備対策を実施
- 休憩場所の整備**
準備期間に検討した休憩場所を設置
- 服装**
準備期間に検討した服装を着用
- 作業時間の短縮**
作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
- プレクーリング**
作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる
- 水分・塩分の摂取**
水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行させる等を考慮)
- 暑熱順化への対応**
熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意すること
- 健康診断結果に基づく対応**
次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢
- 日常の健康管理**
当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
- 作業中の労働者の健康状態の確認**
巡視を頻繁に行い声をかける、「パディ」を組みせる等労働者お互いの健康状態を留意するよう指導
- 異常時の対応**
あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風**することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間 7月 にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めたとときは、躊躇することなく救急隊を要請

②【参考②】法令改正について 令和8年4月1日施行の法改正について

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案の概要

→令和7年5月8日可決成立・5月14日公布

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。等
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

② 法令改正について 個人事業者等が労働安全衛生法の保護対象に追加

注文者や元方事業者が行う措置の対象に「個人事業者等」を含める (R8.4)

・ 建設業等の注文者が講ずべき措置(安衛法第31条)や、元方事業者(特定元方事業者も含む)が講ずべき措置(安衛法第15条関係、安衛法第29条～第30条の3)、機械等貸与者等の講ずべき措置(安衛法第33条)及び建築物等貸与者の講ずべき措置(安衛法第34条)等の対象に**労働者と同じの場所で仕事として作業に従事する個人事業者等**が含まれることの明確化されました。

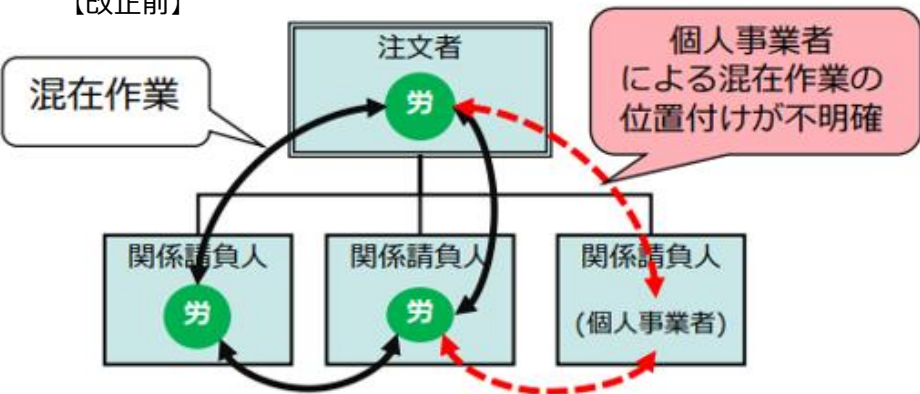
(機械等貸与者等の講ずべき措置(安衛法第33条)等の一部改正条文は、労働者と同じの場所で仕事である作業に限定されていないものもあります。)

『労働者と同じの場所』の範囲

- ・ 同一の場所で同時に作業が行われる場合
- ・ 同一空間を超えて、危険性又は有害性等が及ぶおそれのある作業が行われる場所
- ・ 労働者と同時に作業を行うものではないが、時間的に近接し、危険性又は有害性等が残存するおそれのある作業が行われる場所

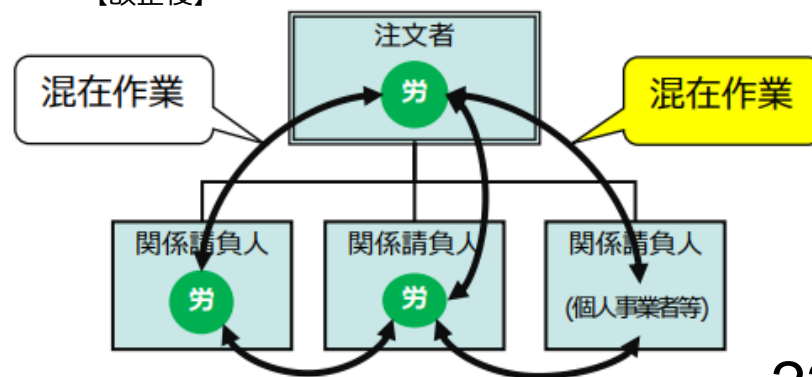
〈イメージ図〉

【改正前】



法改正

【改正後】



② 法令改正について 個人事業者等が労働安全衛生法の保護対象に追加

『労働者と同一の場所』に該当する例

● 同一空間で同時に作業が行われる場合

- ・労働者と労働者以外の作業従事者により、同一の車両系建設機械作業区域内で掘削作業が同時に行われる場所
- ・労働者と労働者以外の作業従事者により、同一の建屋内で同一設備を用いて同時に作業が行われる場所

● 同一空間を超えて、危険性又は有害性等が及ぶおそれのある作業が行われる場所(※ 1)

- ・同一建物内の異なる階層又は区画で作業している場合であって、一の階層又は区画で発生した爆発、火災、有機溶剤、粉じん等が他の階層又は区画に影響を及ぼすおそれのある作業が行われる場所
- ・林業の伐採現場において、労働者が伐倒作業を行う区域と、労働者以外の作業従事者が集材又は造材作業を行う区域が区画上は分かれているものの、伐倒木の倒伏方向、転落木、飛散物又は重機の旋回範囲等によっては、危険を及ぼすおそれのある作業が行われる場所

● 労働者と同時に作業を行うものではないが、時間的に近接し、危険性又は有害性等が残存するおそれのある作業が行われる場所(※ 2)

- ・労働者以外の作業従事者が有機溶剤を使用し退出した後、十分な換気がなされないまま、同一場所において労働者による内装作業が行われる場所
- ・労働者以外の作業従事者が危険物の取扱作業の終了後、退出し、爆発性雰囲気が残存しているおそれがある状態で、労働者による他の作業が行われる場所

(※ 1) 同一の敷地内であっても、完全に区画された別棟での作業など、物理的に遮断され、危険性又は有害性等が及ぶおそれのない作業が行われる場所を除く。

(※ 2) 作業と作業の間に十分な時間が空いており、時間的に遮断され、危険性又は有害性等が及ぶおそれのない作業が行われる場所を除く。

③ 労働災害防止のための取組について

(1) 足場からの墜落防止措置の強化 足場の設置が困難な場合

足場の設置が困難な場合でも高さ2メートル以上の箇所では墜落防止措置を講じる必要があります。

例えば短期間に作業が終了する屋根上作業の場合等で、足場の設置が困難な場合でも親綱の設置等の措置を講じてください。

建設業の事業主・作業員の皆さまへ

足場の設置が困難な屋根上作業での墜落防止対策のポイント

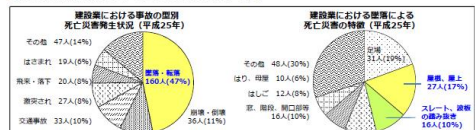
「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」のポイント

建設業の労働災害による死者数は、中長期的には減少していますが、ここ数年は減少数が鈍っており、毎年300人以上の方が亡くなっています。

事故の型別みると、墜落・転落による死亡事故が47%を占め、最も大きな割合となっています。また、墜落した場所で見ると、屋根からの墜落事故が多くなっています。スレート等の屋根の踏み抜きと合わせると、平成25年は43人となり、全体の約27%を占めています。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では、平成26年1月に「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」を作成しました。

このパンフレットは、短期間に屋根作業が終了し、屋根端部に足場を設置するより安全面において合理的と考えられる場合に適用できる安全帯取付設備の設置方法と、ハーネス安全帯等の使用方法についてとりまとめたものです。



適正な保護具を正しく装着しましょう

【ハーネス型安全帯】
ハーネス型安全帯は墜落防止時に身体への負担が少ないとされている。ベルトになじりながら確認しつつ、長さを調節し、ゆるみがないように着用する。なお、一度大きな力が加わった安全帯は使用しない。

【ランヤード】
ショックアブソーバ(付)付きで、巻取り機能があるものを使用する。

【保護帽】
①まっすぐ深くかぶる。
②ヘッドバンドは頭の大きさに合わせて調節し確実に固定する。
③アゴ部分は締めがないようにしっかり締める。

【安全靴】
耐用性、安全性、防滑性に優れた靴を選ぶ。

【ヘルメット】
①ヘルメットは着脱時に慎重に口吻と連絡

○保護具は、事前に取扱説明書の内容を確認・理解し、必ず、点検などを行ってから使用しましょう。

【作業手順】

- 1 地上で、はしご上方固定用のロープと安全ブロックを取り付ける。次に、はしご上方と脚部をそれぞれ堅固な構造物に固定する。

60cm以上出す。
ショックアブソーバ付の安全ブロックの使用
3点支持 (両手両脚のうち3点を、はしごと接する昇降の方法)
- 2 はしごを使って軒先上がり、軒先の側面に主綱を付けたフック金具を取り付ける。

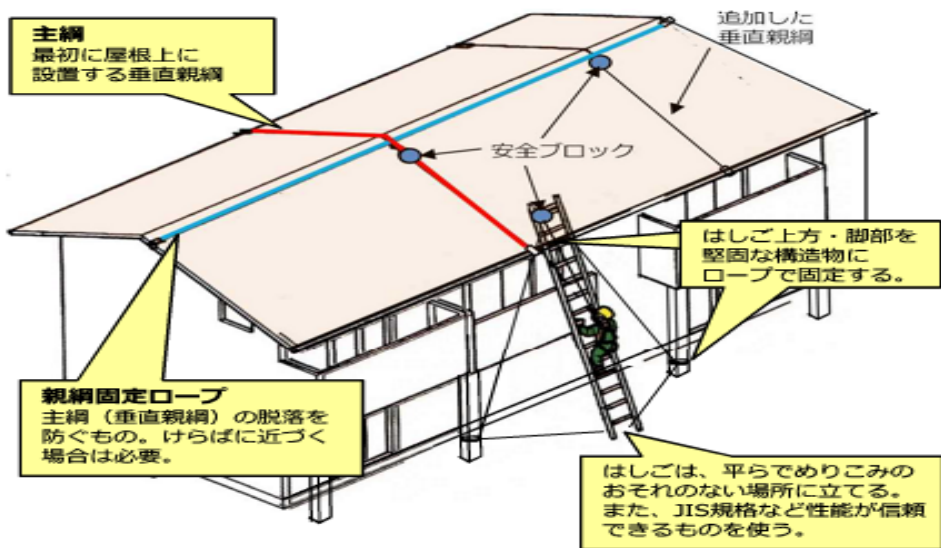
安全ブロックのストラップは、はしご支柱の外側を通すこと。
主綱
フック金具
1m以内で作業する

※はしごを中心として約1m程度の範囲内で作業を行う。
- 3 安全ブロックのストラップをはしご支柱の外側を通して、すみやかに棟を超える。

主綱
フック金具

※はしごの踏み残しは墜落阻止するための強度が不十分な場合があるので、落下時の荷重が踏み残しではなく、支柱に伝わるようにする。

【移動はしごを使った主綱設置の例】



- 4 棟を超えたら、安全ブロックを主綱に取り付け、ストラップをD環に連結する。そのあとに、これまで使用していたストラップ(移動はしごに付けていたもの)を外す。

※ストラップの変形・損傷の有無やロック機能について、使用前に必ず点検しておく。

架け替えは、二重にストラップを連結してから一方を外すのがポイント

- 5 もう一方の軒先へフック金具を取り付け、たるみのないよう主綱を引き、固定する。

主綱
ストラップ
フック金具

移動はしごを使った主綱等の設置のしかたの例

③ 労働災害防止のための取組について (2) はしご・脚立からの墜落防止

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご(安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リフレット)も確認してください。⇒⇒⇒



脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立(安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リフレット)も確認してください。⇒⇒⇒



③ 労働災害防止のための取組について (2) はしご・脚立からの墜落防止

<はしごでの災害発生原因>

No.1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】 はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。

ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。



No.2 はしごが転位する

【事例】 はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。

ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかりと固定する。また、滑り止め箇所の点検を怠らない。



No.3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】 はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。(耐滑性の低い靴を使用)



ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。耐滑性の高い靴(と手袋)を使用する。

<脚立での災害発生原因>

No.1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】 脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。

ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。



No.2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】 脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。



ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。なお、脚立にまたがった作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。脚立の片側を使って作業すると、3点支持(*)がとりやすい。

No.3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】 手に荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。



ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかりと保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。

③ 労働災害防止のための取組について (2) はしご・脚立からの墜落防止

脚立やはしごを使う前に以下の検討をしてください。

- はしごや脚立の**使用自体を避けられないですか？**
- 墜落の危険性が相対的に低い**ローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？**（※）

（※）足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

十分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、
はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立（安衛則第528条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

【手すり付き脚立(例)】

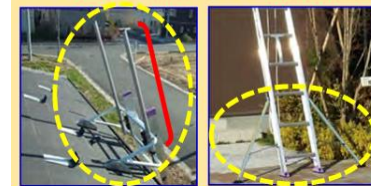


【可搬式作業台(例)】



こういった後付けの安全器具もあります

【はしご支持・手摺金具】 【はしご足元安定金具】



安全ブロック
(ストラップ式の
墜落防止器具)



③ 労働災害防止のための取組について (3) 転倒災害の防止

転倒災害の防止

【転倒災害発生件数の推移
(全国・全業種)】



転倒による怪我の態様

- 骨折 (約70%)
- 打撲
- 眼球破裂
- 外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数

48.5日

※労働者死傷病報告による休業見込日数

転倒災害も重傷化する傾向があり、積極的に防止対策を講じましょう！

職場での転倒災害は年々増加傾向にあり、近年は全労働災害の約4分の1を占めている状況にあります。また、高齢者等は重傷化する傾向にあり、令和5年の転倒災害による平均休業見込日数は48.5日でした。

転倒災害はいつでも、どこでも、誰にでも発生し、労働者の不注意によるものと防止対策が軽視されがちですが、転倒災害の原因をよく分析し、それに基づいて対策を講じれば転倒のリスクを低減することは可能ですので、積極的に転倒災害の予防措置を講じてください。

STEP 1
チェックリストを使って
職場に転倒の危険がないか
チェックしましょう



STOP! 転倒災害

転倒災害は大きく分けて3種類あります

チェック項目		<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
7	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
8	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>
9	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>

③ 労働災害防止のための取組について

(3) 転倒災害の防止

STEP 2 職場の危険が認められた場合は放置せずに以下の項目ごとの対策を行きましょう

チェック項目 1 通路、階段、出口に物を放置していませんか

▶基本中の基本 4 S活動の推進

⇒4 S活動は注意喚起のみではなく、4 S活動チェック表の活用、4 S活動担当者を交代で選任するなど責任感を持たせる工夫を。

▶安全担当者がパトロール時にチェック

⇒注意だけではなく、なぜ物が放置されていたかの原因分析の上で対策を。
収納場所がない？ 指定された収納場所だと作業性が悪い？ 時間に余裕がない？

▶コード類等の配置にも要注意

⇒物の放置とは異なりますが、労働者の動線上にコード類等が配置されていないかも注意して下さい。



(出典) 厚生労働省 未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

【4 S活動】

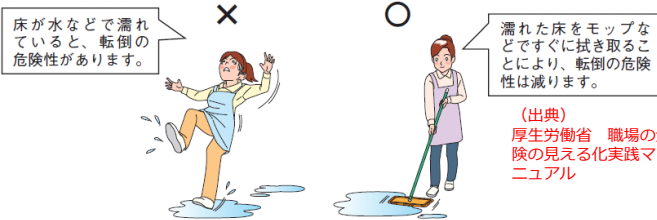
【整理】 	① 整理 いるものといらないものを分け、いらぬものは処分します。(不要なものが置かれていると、つまづいて転倒したり、作業の流れも悪くなります。)
【整頓】 	② 整頓 いるものを使いやすいように、わかりやすく収納します。(いるものを探しているとき、作業の能率が下がります。また、食品関係では、整頓で用具等の欠けなども容易にみづかり、製品への異物混入も早期に発見できます。)
【清潔】 	③ 清潔 汚れを取り除いて身の回りをきれいにします。(機械の正常な動作を維持するために必要です。また、食品を扱う職場では、食中毒予防からも当然衛生的でいつも汚れがない状態は必須です。)
【清掃】 	④ 清掃 機械設備、机周り、床などの汚れやゴミを除去します。(濡れた床をすぐに拭き取ることは、転倒防止からも重要です。)

チェック項目 2 床の水たまりや氷、油、粉類等は放置せず、その都度取り除いていますか

▶4 S活動の推進・安全担当者がパトロール時にチェック

⇒チェック項目1に同じですが、冬季の凍結など屋外路面も対象にして下さい。

油除去用のモップなど掃除用具の配備はされているかも確認して下さい。



床が水などで濡れていると、転倒の危険性があります。

濡れた床をモップなどですぐに拭き取ることで、転倒の危険性は減ります。

(出典) 厚生労働省 職場の危険の見える化実践マニュアル

▶設備的な対策も検討

⇒例えば水がたまるのは、床面の凹凸・材質、配管・容器からの水漏れ、冷蔵・冷凍設備による結露等が原因ではありませんか？

その場合は、応急処置にとどめず、設備的な対策も検討して下さい。

▶汚れの拡散防止を

⇒油を使う部屋が1箇所でも、靴底や台車の車輪に油が付着し、別の部屋に移動することで油汚れが拡散し、建物中が滑りやすくなることも。

拡散防止用に、部屋間に油除去用のマットを配置するなどの工夫を。

【前向きの転倒】

手を着いた際、腕の橈骨(とうこつ)や上腕骨、大腿骨頸部の骨折などの危険性が高くなる。台車等を使用している場合、台車への接触も。



【後向きの転倒】

しりもちをついて腰椎の圧迫骨折、手がつかない場合は、後頭部を強打する。高熱のものを運搬中の場合、火傷の危険も。



③ 労働災害防止のための取組について

(3) 転倒災害の防止

チェック項目 3 通路や階段を安全に移動できるように、十分な明るさ（照度）が確保されていますか

▶ 照度の確保

⇒労働安全衛生法上の最低限の照度を確保いただくとともに、JIS照明基準による推奨照度の確保も検討して下さい。

例えば、省エネ対策による過度な照明の間引きにより、照度が保持できていない場所はありませんか？

▶ 高齢労働者への配慮

⇒高齢労働者は視力を確保するために、若年者よりも明るさが必要とされています。

また、薄明順応（暗い所に入った際に、暗さに順応して物が見えるようになる能力）も減少しており、段差や階段の認識に特に配慮が必要です。

【労働安全衛生法上の規定（常時作業する場所での最低基準）】

精密な作業 300ルクス以上

普通の作業 150ルクス以上

粗な作業 70ルクス以上

（事務作業を行う場合は一般的な事務作業は300ルクス以上、付随的な事務作業は150ルクス以上）

【JIS照明基準（推奨照度）】

作業を伴う倉庫 200ルクス以上

工場の階段 150ルクス以上

工場の廊下・通路 100ルクス以上

…その他作業や場所ごとに細かく分類されています。

チェック項目 4 靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいますか

▶ 就業時の靴の選択について

⇒作業現場に合った靴を選んで下さい。一口に耐滑性といっても種類があります。また、作業場所の床面が滑らない材質のもので、対滑性のある靴は逆につまずきの原因になることも。

▶ 高齢労働者への配慮

⇒高齢労働者は身体的に足が上がりにくくなるので、重量のある靴の選択はなるべく避けて下さい。つまずきの原因となります。

▶ 定期支給・点検について

⇒靴は作業現場に合ったものの定期支給を検討して下さい。また、支給後の靴底の点検（すり減っていないか、汚れ・油等が付着していないか）を行って下さい。

<p>サイズ</p> <p>靴と足はフィットしていますか？</p> <p>踵の当たりなし 甲部の締めり つま先の余裕 前後左右のずれなし</p> <p>足に合った靴は疲労の軽減、事故の防止につながります。</p>	<p>屈曲性</p> <p>親指から小指の付け根を適度に曲げられますか？</p> <p>靴の屈曲性が悪いと、疲労の蓄積、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。</p>
<p>重量バランス</p> <p>靴の前後の重さのバランスはとれていますか？</p> <p>つま先が重い</p> <p>靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりにくく、つまずきやすくなります。</p>	<p>つま先部の高さ</p> <p>つま先から床面まで一定の高さがありますか？</p> <p>つま先が高い つま先が低い</p> <p>つま先の高さが低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。</p>
<p>靴底の減り具合</p> <p>靴底がすり減っていませんか？</p> <p>靴底の減りが大きい靴は、滑りやすくなります</p>	<p>耐滑性の有無</p> <p>靴の滑りにくさを確認していますか？</p> <p>耐滑性を有する靴は、以下の箇所を確認できます。</p>
<p>その他の性能</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 静電気帯電防止性 静電気帯電による放電着火の防止と低電圧での靴底からの感電防止性能 ■ 耐踏抜き性 釘などの鋭利なものから足裏を防護する性能 	<p>■ 安全靴の場合 個装箱のJISマーク表示の近くに「F1」または「F2」の表示があるか確認してください</p> <p>■ プロスニーカーの場合 靴のべら裏面の表示に、耐滑性のピクト表示があるか確認して下さい。</p>

（出典）日本安全靴協会・日本プロテクティブシューメーカー協会・厚生労働省「転倒予防のために適切な「靴」を選びましょう」リーフレット

③ 労働災害防止のための取組について (3) 転倒災害の防止

チェック項目5 転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか

チェック項目6 段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか

(出典) 東近江労働基準監督署 製造業における労働災害防止対策好事例集

▶ 危険の「見える化」

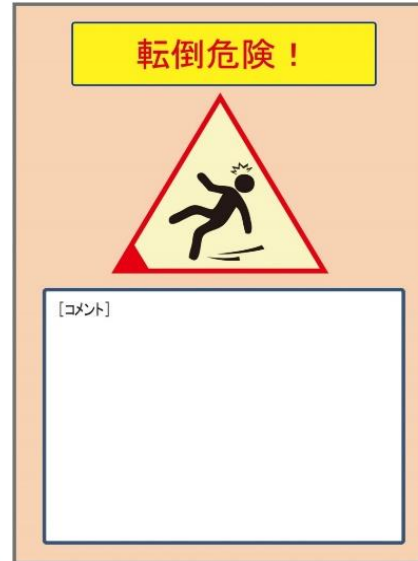
⇒ 災害が発生した場所、災害は免れたがヒヤリとしたハツとした場所については危険マップに掲載して情報の共有化を図って下さい。また、設備的対策が難しく、リスクが残留する場所には標識をつけて、注意を促して下さい。

▶ 外国人労働者・高齢労働者への配慮

⇒ 職場に外国人労働者がいる場合は、外国人労働者の母国語で表示をする等して、外国人労働者とも情報を共有して下さい。

また、高齢労働者が視認できる文字の大きさで表示して下さい。

<危険標識のイメージ>



<外国人労働者に配慮した表示>

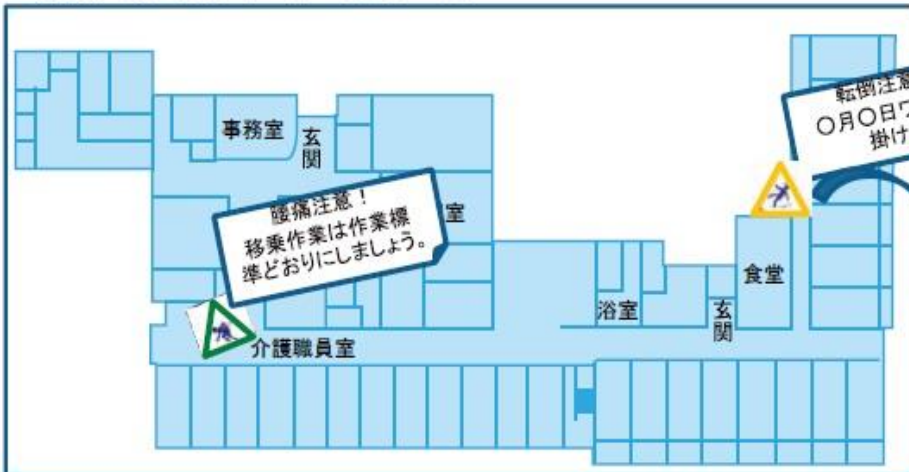


<掲示物を高齢労働者に配慮した文字の大きさに>



(出典) 厚生労働省 高齢労働者に配慮した職場改善事例

<危険マップ及びマーカーのイメージ>



(出典) 厚生労働省 社会福祉施設の安全管理マニュアル

<マーカーの種類>



③ 労働災害防止のための取組について

(3) 転倒災害の防止

チェック項目 7 ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか

チェック項目 9 転倒を予防するための教育を行っていますか

▶ 歩き方などの教育

⇒労働者に転倒のメカニズム等を理解してもらい、歩き方の教育を行って下さい。
また、セルフチェック等により、自身の転倒リスクも知ってもらい、自主的な健康増進を図っていただくようにしましょう。

▶ 禁止事項の教育

⇒ポケットに手を入れたまま歩いていると、急な動きに反応できず、被害が大きくなる危険性が高くなります。また、スマートフォンの使用等のながら歩行の禁止、足元が見えない荷物を持つての歩行の禁止、「走らない、急がない、焦らない。」といった基本的事項の教育も行なって下さい。

チェック項目 8 ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか

▶ ストレッチや体操の導入

⇒筋肉の柔軟性を確保し、転倒しないために、また実際に転倒したときに大きな怪我につながらないようにするために、ストレッチや体操を行ってもらうことが有効ですので、労働者に周知して下さい。

また、朝礼時などに事業場全体で取り組むことも検討して下さい。

▶ 運動・トレーニングの勧奨

⇒加齢とともに現れる身体機能の低下、特に筋力や平衡能力の低下を予防するため習慣的に運動やトレーニングを行うよう勧奨して下さい。

▶ 転倒しても骨折をしないための体づくり

⇒女性労働者・高齢労働者を対象に骨粗しょう症等の危険性を知ってもらい、日頃の生活習慣を改善して予防に取り組んでもらいましょう。

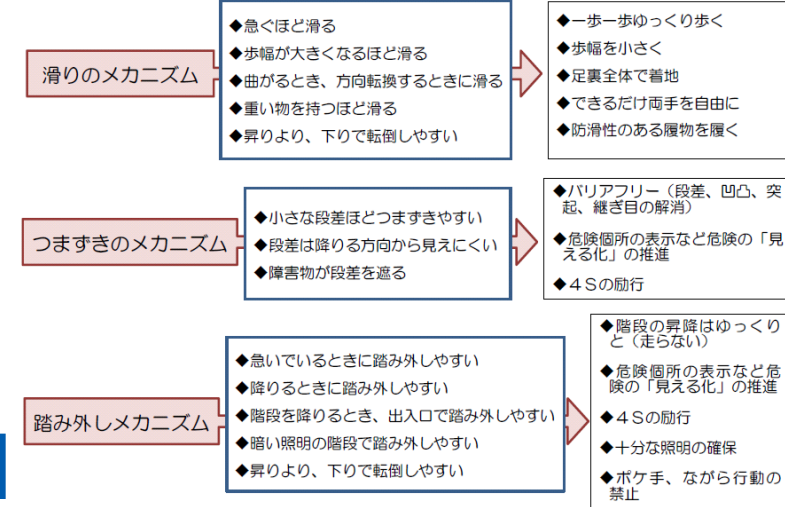
厚生労働省HPでは転倒等リスク評価セルフチェック表や転倒予防体操を紹介していますので参考としてください。

詳細はこちら→
(厚生労働省HP)



【転倒のメカニズム】

(出典) 長野労働局
転倒災害防止対策検討会報告書



▶ 転倒等リスク評価セルフチェック票

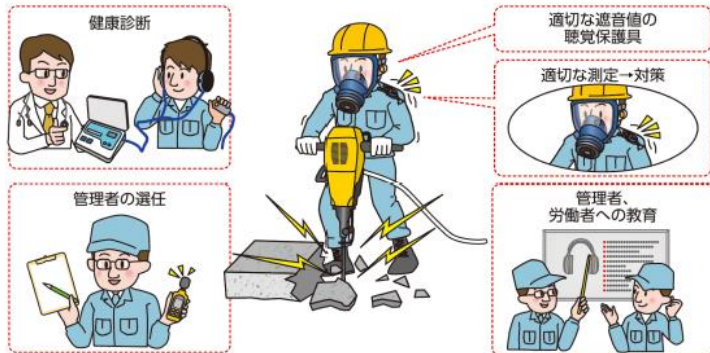
近年増加傾向にある転倒災害の予防に向けて、自己評価と測定結果の差を認識することは重要です。集計等も可能な転倒等リスク評価セルフチェック票を作成しましたので御活用ください。



③ 労働災害防止のための取組について

(4) 騒音障害防止

騒音障害防止のためのガイドライン パンフレット

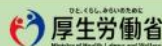


騒音障害防止対策は、その対象となる全ての作業場において広く浸透しているとは言い難く、更なる対策を進める必要があります。また、近年の技術の発展や知見の蓄積もあることから、厚生労働省は2023(令和5)年4月に「騒音障害防止のためのガイドライン」を改訂しました。一度失われた聴力は元に戻りません。適切な対策を行い、騒音障害を防止しましょう。

ガイドラインの主なポイント

- 騒音障害防止対策の管理者を選任する
- 作業場ごとに適切な測定等を行い、結果に応じて必要な対策を講ずる
- 聴覚保護具は適切な選音値のものを用いる
- 雇入時等健康診断、定期的健康診断を実施し、結果に応じて措置を講ずる
- 管理者、労働者にそれぞれ教育を行う

ガイドラインについてのより詳細な情報は、ガイドライン本文、解説をご確認下さい。



都道府県労働局・労働基準監督署

● 以下の対策に取り組んでいますか？

職場の体制	<input type="checkbox"/> 騒音障害防止対策の管理者の選任
	<input type="checkbox"/> 元方事業者の場合は、関係請負人への指導・援助
作業環境管理	<input type="checkbox"/> 騒音レベルの測定※
	<input type="checkbox"/> 騒音レベルが一定（85dB）以上の場合、改善措置（騒音源の低騒音化・遮蔽など）の実施※
	<input type="checkbox"/> 測定結果の記録と保存（3年間）
作業管理	<input type="checkbox"/> 聴覚保護具の使用※ 等価騒音レベルが90dB以上の場合や、等価騒音レベルが85dB以上で手持動力工具を使用する場合などは必ず聴覚保護具を使用しましょう。
健康管理	<input type="checkbox"/> 雇入れ時または配置替え時の健康診断（騒音）の実施
	<input type="checkbox"/> 定期健康診断（騒音）の実施※
	<input type="checkbox"/> 健康診断（騒音）結果に基づく事後措置の実施
	<input type="checkbox"/> 健康診断（騒音）結果の記録と保存（5年間）
	<input type="checkbox"/> 健康診断（騒音）結果の労働基準監督署への報告
労働衛生教育	<input type="checkbox"/> 騒音障害防止対策の管理者選任時の教育
	<input type="checkbox"/> 労働者への教育※

※ 騒音レベルが一定未満の場合は省略可能

災害ゼロ、危険ゼロを目指して



ご安全に！

